

鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院制度要領

(目的)

第1条 この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の主旨に基づき、飼い主のいない猫の増加を抑えるための不妊去勢手術を推進し、やむを得ず殺処分される猫を減らすとともに、地域の生活環境の保全を図り、人と猫が共存できる社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この制度における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫とは、所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術とは、オス猫の精巣の摘出手術、メス猫の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 動物病院開設者とは、鳥取県内において獣医療法第3条（平成4年法律第46号）に基づく開設の届出を行った者をいう。
- (4) 手術依頼者とは、飼い主のいない猫を捕獲し、自ら動物病院開設者に不妊去勢手術を依頼し、術後は捕獲した場所に戻す者をいう。
- (5) 連携病院とは、県内に専ら飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う手術設備を整備し、県と連携して飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する動物病院であって、第4条の指定を受けたものをいう。

(連携病院の指定要件)

第3条 連携病院は以下の要件を満たすこととする。ただし、鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金を用いて第1号の施設及び体制の整備を行う場合は、当該補助金の実績報告までに以下の要件を満たすこと。

- (1) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術について、1日10頭以上の受託が可能な施設及び体制を有すること。
また、当該施設について、獣医療法第3条の届出を行っており、同法第4条の基準に適合していること。
- (2) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術単価は、オス及びメスのいずれも1万円以内であること。

2 前項の要件に適合し、連携病院として指定を受けようとする動物病院開設者は、様式第1号の申請書を県に提出するものとする。

(連携病院の指定)

第4条 県は、前条第2項の申請を受けたときは、前条第1項各号の要件を満たしているかを審査し、適合すると認めた場合は、当該施設を連携病院として指定し、様式第2号に定める指定証を交付する。

(連携病院の役割)

第5条 連携病院の役割は次のとおりとする。

- (1) 手術依頼者からの求めに応じ県内で捕獲した飼い主のいない猫の不妊去勢手術について積極的に受け入れること。
- (2) 県が関係者への指導等により飼い主のいない猫に係る対策を進めている事案について、県が要請した場合は、速やかに不妊去勢手術の受け入れを行うこと。
- (3) 県が推進する動物愛護施策に協力すること。
- (4) 手術単価を変更しようとする場合は、事前に県に届け出ること。
- (5) 第7条第2項により飼い主のいない猫が捕獲された場所を所管する市町村が連携病院による補助金に係る申請を可能とする場合は、市町村に補助金の申請を行い、鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金の活用促進に協力すること。
なお、連携病院が申請先市町村から直接補助金の支給を受ける場合は、手術依頼者からは補助金額に相当する金額を除いた額を徴収すること。
- (6) 年度中の飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実績について、翌年度4月30日までに様式第3号により県に報告すること。

(連携病院の解除)

第6条 連携病院として指定を受けた施設を設置する動物病院開設者は、施設を廃止したとき、または第3条第1項の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく様式第4号に定める廃止届に指定書を添えて、県に届け出ること。

- 2 県は、前項の届出があったときは、指定を取り消す。
- 3 前2項に限らず、県は連携病院が第3条第1項の要件を満たしていない若しくは第5条の責務を著しく放棄していると認める場合は、指定を取り消すことができる。

(市町村における連携病院の取扱い)

第7条 本制度における県内市町村（保健所設置市を除く。以下同じ。）の役割は次のとおりとする。

- (1) 鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金を活用して各市町村が実施する飼い主のいない猫不妊去勢手術助成事業について、管内で捕獲した飼い主のいない猫を連携病院で手術する場合も補助対象とするなど、連携病院活用に配慮すること。
- (2) 前項の各市町村の助成事業について、管内で捕獲した飼い主のいない猫を連携病院において不妊去勢手術する場合には、連携病院が申請者として補助金に係る申請を可能とするなど、連携病院での不妊去勢手術が促進されるよう配慮すること。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、制度の運用に当たり必要な事項は県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年12月14日から施行する。

様式第1号

年 月 日

鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院申請書

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院制度要領第4条の連携病院の指定を受けたいので、同要領第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

連携病院	施設名称	
	所在地	

添付書類

- (1) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術機能概要書（別紙）
- (2) 登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る）又は住民票（申請者が個人の場合に限る）
- (3) 獣医療法第3条に基づく飼育動物診療施設の開設届及びその添付書類の写し（第3条第1項（1）の施設が、開設後に整備されたものである場合は、当該整備にかかる変更の届出およびその添付書類の写し）

(様式第 1 号別紙)

飼い主のいない猫の不妊去勢手術機能概要書

飼い主のいない猫の不妊去勢手術（以下「手術」という。）の受託可能頭数	_____頭/日 (×年間受け入れ可能日数____日 = _____頭/年)
手術実施獣医師人数	_____名
飼い主のいない猫の不妊去勢手術単価	オス_____円/頭
	メス_____円/頭
体制整備予定年月日 (※) 鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金を活用する場合	令和 ____年 ____月 ____日

※体制整備予定年月日は、鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金を活用して要領第 3 条第 1 項第 1 号の施設及び体制の整備を行う場合にのみ記載し、併せて施設及び体制の概要について記した書面（様式任意）を添付すること。

様式第2号

指定番号 第 号

鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術 連携病院指定証

施設設置者 ○○○

施設の名称 ○○○

施設の所在地 ○○○

上記の動物病院を、鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院制度要領第4条の規定に基づき連携病院に指定する。

令和 年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○

年 月 日

連携病院不妊去勢手術実績報告書

報告者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

報告対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
指定番号		第 号
連携病院	施設名称	
	所在地	
報告対象期間における 手術実績頭数		オス 頭
		メス 頭

この報告書は、毎年4月1日から翌年3月31日までの実績について、翌年4月30日までに提出すること。

ただし、指定が廃止されたときは、4月1日から廃止の日までの実績を廃止の日から30日以内に提出すること。

添付資料

手術実績（手術年月日等）を証する書類（任意様式）

鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院廃止届

鳥取県知事 様

届出者 郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院の指定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

指定番号		第 号
連携病院	施設名称	
	所在地	
指定年月日		
辞退の理由		(記載例) ・ 年 月 日に施設を廃止したため。 ・ 手術単価を1万円以内とすることができなくなったため。

添付書類

鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院指定証